令和２年３月大木町農業委員会
総会議事録

1. 開催日時　　令和２年3月10日（火）　午前９時30分から

2. 開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

3. 総会構成員現在総数　17名

4. 出席委員　　（17名）

１番　北島　みゆき
２番　井手　正宏
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　靜義
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１５番　川村　公人
１６番　松枝　由朗
１７番　真辺　恵子
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次（会長）

5. 欠席委員　（０名）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長　　廣松　栄治
係　　長　　荒巻　信二
書　　記　　北原　俊佑

7. 議事内容

1. 議事

１）農地法第18条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について
４）大木町農用地利用集積計画の決定について
５）農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定について

8．会議の概要

議　長	皆さん、おはようございます。定刻前ですが開催したいと思います。今現在の状況ですが、コロナウィルスが世界的に蔓延しておりまして、日本の場合は安倍首相が緊急対策という事で発表されて歌手のイベントや会議が延長、もしくは中止という影響が出ており混乱を招いております。当町におきましても影響が出ておりまして、飲食業や学校給食の中止による出荷停止などで、この状態がいつまでに収まるのかという、先の見えない事で非常に不安な状況です。 農業委員会の総会におきましては毎月、町民の方々より申請書が提出されておりますので、これを処理する必要があります。コロナウィルスによる延期及び中止は出来るだけ避けたいと思い開催していますので、ご理解をお願いします。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、３月の農業委員会総会を開催いたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。 本日の議事録署名人を（14 番委員）田中委員（15 番委員）川村委員にお願いいたします。 それでは、議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。
井手委員	経営転換協力金は返さないといけないのですか？
事務局	○○○○さんは貰ってありますので来年度に返還になります。
議　長	他に意見もないようですので、質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題とします。 整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　） 農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えております。
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。地元委員の松永一完委員の意見をお願いします。

松永一完委員	この件につきましては、譲受人の代理人の方からお話がございました。〇〇〇－〇につきましては田んぼでございますので可能かと思いますが、心配していますのが〇〇〇-〇と〇〇〇-〇、これがかなりややこしい所にあり、人の宅地のそばにあるというような状況で、いかがかなとは思っております。〇〇〇〇さんがいた跡地とその東側です。
議　長	地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	松永委員から問題点について出ましたけれどもよろしいですか？
議　長	要するに、〇〇〇-〇と〇〇〇-〇についてはきちんと管理をしてもらうという事で譲受人の方に進言をしていただく。そういう事で。
松永　静義委員	通作の距離というのは、今は大体どれくらいが最高限度になっていますか？
事務局	上限は決めてないですが、通常２、３０分と思っております。
松永　静義委員	それ以上になると、許可はしないということですか？今は自動車でどこまででも行けるから。
事務局	実際の所、機械をこっちに置いている方もいらっしゃるので、距離が遠いから出来ないというわけではないと思います。内容を聞いてみて、通作されるのであればある程度距離があっても認めることになると思っています。 そういうのがなくて、自分の家から機械持って来るというなら２、３０分と思います。２、３０分と言うと大体１０ｋｍ、１２ｋｍ位です。実際トレーラーに機械を乗せて運んでくる人もいるから、ケースバイケースになってくると思います。
井手委員	縛りはあるのか？
事務局	実際ちゃんと通作して耕作が出来るかというところしかありません。
井手委員	法人化が進んで法人が県外に行って耕作するということもありえますよね。
事務局	県外へ行っても要件的には「全部耕作できます。」という事が満たればいいです。常識の範囲内であれば距離は時間的には関係ないと思います。

井手委員　　極端に言うと縛りがないから、大木町は大木町独自で作られないのか？

事務局　　要件的に、縛りまでは厳しいと思います。例えば遠くてもトラックに乗せてちゃんと持って来て通作ができるのであれば、それをもって出来ないとは言いづらいと思います。

井手委員　　他の市町では言っているから大木町も周りをよく調べたほうがいいのでは？

事務局　　調べてみます。

議　長　　他の状況も調査した上で、また報告お願いします。よろしいですか？
意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め整理番号１番を承認する事に決定いたします。
次に議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題とします。事務局の朗読を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について現地調査委員の田中委員の意見をお願いします。

田中委員　　３月６日に現地立会いいたしました。１１ページの図面のとおりでございまして、排水が無かったんですが側溝を作られるという事で排水をクリアされている条件でございます。集落接続で認められるという事でございますので承認されてもいいのではないかと思います。

議　長　　続いて地元委員の松枝委員の意見をお願いします。

松枝委員　　今、事務局並びに現地調査委員の方からご説明がありましたように現地については別に問題ないかと思われますのでよろしくお願いします。ちなみに、代理人からも相談がありましたので申しておきます。

議　長　　現地調査委員並びに、地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

牟田委員　　北側の道路の側溝は町が造るのですか？

事務局	開発の段階で業者さんが〇〇さんの土地に造って、最終的には、町に寄付という話になると思います。
牟田委員	東側の側溝については側溝の中に砂がたまってないですか？既存の側溝になると石が溜まったり砂が溜まったりして流れないので、十分話しをしてください。
事務局	側溝自体も今度申請人である〇〇さん宅の横の側溝ということもありますので、大丈夫かと思います。
議　長	それでは許可にあたっては、そういう意見が出たと言うことの報告をお願いします。
山口委員	田が少し残っているようですがどういうことですか？
事務局	今回〇〇-〇で申請が出ておりますが、元々一枚の田んぼでございまして、今回転用されるにあたって分筆されている状況でございます。そこだけ残した理由については、この田んぼの南側が〇〇さんの家という事で少し畑とか田んぼで作物を作りたい、全部なくなるのは避けたいということで少し残したという経緯があるそうです。〇〇㎡なのであまり広くはないです。
議　長	〇〇-〇〇は〇〇さんの宅地ということですよね。その分以外を残したということでよろしいですか？他にご意見ありませんか？ 意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手を願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。次に議案第４号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 議案第４号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	（　全員挙手　）

議　長	ありがとうございます。全員賛成と認め議案第４号を承認することを決定いたします。次に議案第５号「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局から詳細な説明がございましたが、質疑に入りたいと思います。 皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。 議案第５号を承認することに賛成の方は挙手を願います。
各委員	（　全員挙手　）
議　長	全員賛成と認め、議案第５号を承認することを決定いたします。 以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。 有難うございました。